

## 小値賀町新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金支給要領

### 小値賀町新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金（宿泊事業者）

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客等の減少の影響を受け、経営が悪化した宿泊事業者等に対し支援金を支給する。

#### 2 支給対象者

・旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿泊所、住宅宿泊事業法に基づく民泊、及び農林漁業体験民宿を営んでいる方で、令和4年1月から3月のいずれかの売上額が、平成31年、令和2年、令和3年の同月比20%以上減少した方。

- ・町税を滞納していない方
- ・暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でない方

#### 3 支給内容

- ・旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿泊所、住宅宿泊事業法に基づく民泊事業者  
① 1事業者30万円 ② 定員1名につき1万円（上限30万円） ①+②合計上限60万円
- ・農林漁業体験民宿事業者 1事業者10万円

#### 4 提出書類

- ・小値賀町新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金支給申請書（様式1号）
- ・誓約書（様式2号）
- ・旅館業法等に基づく営業許可等の写し
- ・前年度との売上額が比較できる書類（申告書類、売上帳簿等） ※写し可
- ・振込口座番号がわかる通帳等 ※写し可

※申請内容に虚偽があった場合は、支援金の取り消しや返還をしていただきます。

#### 5 申請期間

- ・令和4年4月25日から令和4年5月20日まで

#### 6 この要領に掲げるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附則

この要領は、令和4年4月22日から施行し、令和4年4月22日から適用する。

## 小値賀町新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金（飲食事業者）

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客等の減少の影響を受け、経営が悪化した飲食事業者等に対し支援金を支給する。

### 2 支給対象者

- ・食品衛生法の許可を得て、飲食店を営んでいる方で、令和4年1月から3月のいずれかの売上額が、平成31年、令和2年、令和3年の同月比20%以上減少した方。
- ・町税を滞納していない方
- ・暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でない方

### 3 支給内容

- ・1事業者20万円

### 4 提出書類

- ・小値賀町新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金支給申請書（様式1号）
- ・誓約書（様式2号）
- ・食品衛生法の許可書の写し
- ・前年度との売上額が比較できる書類（申告書類、売上帳簿等）※写し可
- ・振込口座番号がわかる通帳等 ※写し可

※申請内容に虚偽があった場合は、支援金の取り消しや返還をしていただきます。

### 5 申請期間

- ・令和4年4月25日から令和4年5月20日まで

### 6 この要領に掲げるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

### 附則

この要領は、令和4年4月22日から施行し、令和4年4月22日から適用する。

## 小値賀町新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金（宿泊及び飲食施設を除く事業者）

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客等の減少の影響を受け、経営が悪化した事業者等（宿泊事業者等及び飲食事業者等を除く）に対し支援金を支給する。

### 2 支給対象者

- ・観光客等の減少に起因して、令和4年1月から3月のいずれかの売上額が、平成31年、令和2年、令和3年の同月比20%以上減少した方。
- ・町税を滞納していない方
- ・暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でない方

### 3 支給内容

- ・1事業者10万円

### 4 提出書類

- ・小値賀町新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金支給申請書（様式1号）
- ・誓約書（様式2号）
- ・前年度との売上額が比較できる書類（申告書類、売上帳簿等） ※写し可
- ・振込口座番号がわかる通帳等 ※写し可

※申請内容に虚偽があった場合は、支援金の取り消しや返還をしていただきます。

### 5 申請期間

- ・令和4年4月25日から令和4年5月20日まで

### 6 この要領に掲げるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

### 附則

この要領は、令和4年4月22日から施行し、令和4年4月22日から適用する。